

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成20年10月8日京都市条例第16号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行（平成19年6月20日施行）等により建築物に係る確認及び検査の厳格化等の措置が講じられ、建築基準法（以下「法」といいます。）の規定に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の審査項目が増加したことに伴い、次のとおりこれらに係る審査手数料の適正化を図るとともに、規定を整備することとしました。

種 別		区 分		手 数 料 （ 1 件 に つ き ）		
				改 正 前	改 正 後	
					法第20条第1号から第3号までに定める基準（同条第1号、第2号イ又は第3号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要としない建築物	その他の建築物
(1)	法第6条第1項又は第18条第2項（それぞれ	30平方メー	市長が定める磁気ディスク等による申請又は	円	円	円

れ 法 第 87 条 第 1 項 前 段 に お いて 準 用 する 場 合 を 含 む。) の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 に 係 る 確 認 の 申 請 に 対 す る 審 査 又 は 建 築 物 の 計 画 の 通 知 に 基 づ き 行 う 審 査	トル以下の面 積	通知（以下 「特定申 請等」とい います。） の場合	10,000	据置き	17,000
		その他の 場合	12,000	据置き	19,000
	30 平方メー トルを超え 1 00 平方メー トル以下の面 積	特定申請 等の場合	19,000	30,000	41,000
		その他の 場合	21,000	32,000	43,000
	100 平方メー トルを超え 200 平方メー トル以下の面 積	特定申請 等の場合	25,000	42,000	59,000
		その他の 場合	27,000	44,000	61,000
	200 平方メー トルを超え 500 平方メー トル以下の面 積	特定申請 等の場合	34,000	63,000	106,000
		その他の 場合	36,000	65,000	108,000
	500 平方メー	特定申請	50,000	145,000	

トルを超え 1 、000 平方メ ートル以下の 面積	等の場合		
	その他の 場合	52,000	147,000
1,000 平方メ ートルを超え 2,000 平方メ ートル以下の 面積	特定申請 等の場合	67,000	200,000
	その他の 場合	69,000	202,000
2,000 平方メ ートルを超え 5,000 平方メ ートル以下の 面積	特定申請 等の場合	158,000	310,000
	その他の 場合	160,000	312,000
5,000 平方メ ートルを超え 10,000 平方 メートル以下 の面積	特定申請 等の場合	158,000	464,000
	その他の 場合	160,000	466,000
10,000 平方 メートルを超 え 50,000 平 方メートル以	特定申請 等の場合	268,000	598,000
	その他の	270,000	600,000

		下の面積	場合		
		50,000 平方メートルを超える面積	特定申請等の場合	488,000	1,082,000
			その他の場合	490,000	1,084,000
(2)	法第 87 条の 2 前段又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項前段においてそれぞれ準用する法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定に基づく	建築設備を設置する場合	特定申請等の場合	9,000	15,000
	建築設備若しくは		その他の場合	11,000	17,000
	工作物に		特定申請		

	係る確認 の申請に 対する審 査又は建 築設備若 しくは工 作物に係 る計画の 通知に基 づき行う 審査	工作物を築造 する場合	等の場合	8,000	14,000
			その他の 場合	10,000	16,000
(3)	法第7条 第1項又 は第18 条第14 項の規定 に基づく 建築物に 係る完了 検査の申 請に対す る検査又 は建築物	30平方メートル以下の面積		16,000	据置き
		30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積		18,000	24,000
		100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積		20,000	47,000
		200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積		24,000	79,000
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積		41,000	109,000

	に係る通	面積		
	知に基づ	1,000 平方メートルを超え		
	き行う検	2,000 平方メートル以下の	55,000	148,000
	査（中間	面積		
	検査を実	2,000 平方メートルを超え		
	施した建	5,000 平方メートル以下の	150,000	212,000
	築物に係	面積		
	るものを	5,000 平方メートルを超え		
	除く。）	10,000 平方メートル以下	150,000	319,000
		の面積		
		10,000 平方メートルを超		
		え 50,000 平方メートル以	220,000	489,000
		下の面積		
		50,000 平方メートルを超		
		える面積	420,000	959,000
(4)	法第 87			
	条の 2 前			
	段又は第			
	88 条第 1			
	項若しく			
	は第 2 項			
	前段にお			
	いてそれ	建築設備を設置した場合	13,000	21,000

	<p> ぞれ準用 する法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 14 項の 規定に基 づく建築 設備若し くは工作 物に係る 完了検査 の申請に 対する検 査又は建 築設備若 しくは工 作物に係 る通知に 基づき行 う検査 </p>	<p> 工作物を築造した場合 </p>	<p> 9,000 </p>	<p> 17,000 </p>
<p>(5)</p>	<p> 法第 7 条 第 1 項 </p>	<p> 30 平方メートル以下の面 積 </p>	<p> 14,000 </p>	<p> 据置き </p>

又は第 18条第 14項の 規定に基 づく建築 物に係る 完了検査 の申請に 対する検 査又は建 築物に係 る通知に 基づき行 う検査 (中間検 査を実施 した建築 物に係る ものに限 る。)	30平方メートルを超え100 平方メートル以下の面積	16,000	23,000
	100平方メートルを超え 200平方メートル以下の面 積	18,000	45,000
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下の面 積	22,000	78,000
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の 面積	38,000	105,000
	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の 面積	50,000	144,000
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の 面積	140,000	200,000
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	140,000	306,000
	10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以	200,000	469,000

		下の面積		
		50,000 平方メートルを超える面積	380,000	919,000
(6)	法第 7 条 の 3 第 2 項本文又 は第 18 条第 17 項の規定 に基づく 建築物に 係る中間 検査の申 請に対す る検査又 は建築物 に係る通 知に基づ き行う検 査	30 平方メートル以下の面積	13,000	据置き
		30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下の面積	15,000	22,000
		100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の面積	17,000	37,000
		200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の面積	21,000	66,000
		500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下の面積	35,000	92,000
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下の面積	46,000	119,000
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下の面積	120,000	193,000
		5,000 平方メートルを超え		

	10,000 平方メートル以下の面積	120,000	292,000
	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下の面積	180,000	415,000
	50,000 平方メートルを超える面積	340,000	789,000

備考 (2)の項にかかわらず、確認済証の交付を受けた建築設備又は工作物の計画を変更して建築設備を設置し、又は工作物を築造する場合の手数料は、次に掲げるとおりとします。

区 分		改 正 前	改 正 後
建築設備の変更の場合	特定申請等の場合	円 3,000	円 6,000
	その他の場合	5,000	8,000
工作物の変更の場合	特定申請等の場合	2,000	6,000
	その他の場合	4,000	8,000

この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

する場 合を合 む。)の 規定に 基づく 建築物 に係る 確認の 申請に 対する 審査又 は建築 物の計 画の通 知に基 づき行 う審査	30平方 メートル 以下の面 積	る基準に 従った構 造計算に よって確 かめられ る安全性 を有する ことに係 る部分に 限る。)に 適合する かどうか の審査を 必要とし ない建築 物(以下 「特定建 築物」と いう。)	の場合	
		その他の 場合	12,000	
		特定の申請 等の場合	17,000	
その他の 建築物	その他の 場合	19,000		

30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	特定建築物	特定申請等の場合	30,000
		その他の場合	32,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	41,000
		その他の場合	43,000
100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	特定建築物	特定申請等の場合	42,000
		その他の場合	44,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	59,000
		その他の場合	61,000
200平方メートルを超え500平方メートル以下の	特定建築物	特定申請等の場合	63,000
		その他の場合	65,000
	その他の	特定申請等の場合	106,000

面積	建築物	その他の 場合	108,000
	500平方メートルを超える	特定申請等の場合	
1,000平方メートル以下の面積		その他の場合	147,000
1,000平方メートルを超える	特定申請等の場合		200,000
2,000平方メートル以下の面積		その他の場合	202,000
2,000平方メートルを超える	特定申請等の場合		310,000
5,000平方			

方メートル以下の面積	その他の場合	312,000
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合	464,000
	その他の場合	466,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合	598,000
	その他の場合	600,000
50,000平方	特定申請等の場合	1,082,000

	メートル を超える 面積	その他の場合	1,084,000
--	--------------------	--------	-----------

別表第1(2)の項中「9,000」を「15,000」に、「11,000」を「17,000」に、「8,000」を「14,000」に、「10,000」を「16,000」に改め、同表(3)の項中「18,000」を「24,000」に、「20,000」を「47,000」に、「24,000」を「79,000」に、「41,000」を「109,000」に、「55,000」を「148,000」に、

「

2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	150,000
---	---------

を

」

「

2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の 面積	212,000
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	319,000

に、

」

「220,000」を「489,000」に、「420,000」を「959,000」に改め、同表(4)の項中「13,000」を「21,000」に、「9,000」を「17,000」に改め、同表(5)の項中「16,000」を「23,000」に、「18,000」を「45,000」に、「22,000」を「78,000」に、「38,000」を「105,000」に、

「

1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の 面積	50,000
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	140,000

を

」

「

1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の 面積	144,000
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の 面積	200,000
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	306,000

に、

」

「200,000」を「469,000」に、「380,000」を「919,000」に改め、同表(6)の項中「15,000」を「22,000」に、「17,000」を「37,000」に、「21,000」を「66,000」に、「35,000」を「92,000」に、「46,000」を「119,000」に、

「

2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	120,000
---	---------

を

」

「

2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の 面積	193,000
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	292,000

に、

」

「180,000」を「415,000」に、「340,000」を「789,000」に改め、同表(7)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表備考3及び4中「同項に掲げる額」の右に「(5の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)」を加え、同備考6を次のように改める。

6 (2)の項にかかわらず、確認済証の交付を受けた建築設備又は工作物の計画を変更して建築設備を設置し、又は工作物を築造する場合の手数料は、8,000円（特定申請等の場合にあつては、6,000円）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部建築指導課）